

議案第17号

甲賀市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

## 甲賀市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

甲賀市児童発達支援センター条例（令和2年甲賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表児童発達支援の項及び保育所等訪問支援の項並びに障害児相談支援の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表計画相談支援の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

甲賀市児童発達支援センター条例新旧対照表

改正案			現行		
<p>(使用料及び利用者負担額)</p> <p>第8条 センターの使用料は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、中欄に定める額とする。</p> <p>2 センターの利用者負担額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める額とする。</p> <p>別表(第8条関係)</p>			<p>(使用料及び利用者負担額)</p> <p>第8条 センターの使用料は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、中欄に定める額とする。</p> <p>2 センターの利用者負担額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める額とする。</p> <p>別表(第8条関係)</p>		
区分	使用料	利用者負担額	区分	使用料	利用者負担額
児童発達支援	法第21条の5の3第2	中欄に定める額から法第	児童発達支援	法第21条の5の3第2	中欄に定める額から法第
保育所等訪問支援	項第1号に規定する <u>内閣</u> <u>総理大臣</u> が定める基準に より算定した費用の額	21条の5の3第2項の 規定により支給される障 害児通所給付費を控除し た額(法第21条の5の 7第11項の規定によ り、センターが利用者の 保護者に代わり法第21 条の5の3第1項に規定 する障害児通所給付費を 受領する場合は、当該障	保育所等訪問支援	項第1号に規定する <u>厚生</u> <u>労働大臣</u> が定める基準に より算定した費用の額	21条の5の3第2項の 規定により支給される障 害児通所給付費を控除し た額(法第21条の5の 7第11項の規定によ り、センターが利用者の 保護者に代わり法第21 条の5の3第1項に規定 する障害児通所給付費を 受領する場合は、当該障

		害児通所給付費の額を控除して得た額)			害児通所給付費の額を控除して得た額)
障害児相談支援	法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額	中欄に定める額から法第24条の26第2項の規定により支給される障害児相談支援給付費を控除した額(同条第3項の規定により、センターが利用者に代わり同条第1項に規定する障害児相談支援給付費を受領する場合は、当該障害児相談支援給付費の額を控除して得た額)	障害児相談支援	法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	中欄に定める額から法第24条の26第2項の規定により支給される障害児相談支援給付費を控除した額(同条第3項の規定により、センターが利用者に代わり同条第1項に規定する障害児相談支援給付費を受領する場合は、当該障害児相談支援給付費の額を控除して得た額)
計画相談支援	障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額	中欄に定める額から障害者総合支援法第51条の17第2項の規定により支給される計画相談支援給付費を控除した額(同条第3項の規定により、センターが利用者に代わり同条第1項に規定する計画相談支援給付費を受	計画相談支援	障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	中欄に定める額から障害者総合支援法第51条の17第2項の規定により支給される計画相談支援給付費を控除した額(同条第3項の規定により、センターが利用者に代わり同条第1項に規定する計画相談支援給付費を受

	領する場合は、当該計画 相談支援給付費の額を控 除して得た額)		領する場合は、当該計画 相談支援給付費の額を控 除して得た額)
<u>付 則</u> この条例は、令和5年4月1日から施行する。			